大野町商工会会長羽賀茂樹

決算・確定申告相談指導について

平素は、本会事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も下記の日程で決算・確定申告相談指導を実施いたします。つきましては2月10日(金) \sim 3月14日(火)までの下記の15日間の日程にて開催いたしますので、是非ご利用下さいますようご案内申し上げます。

なお、例年同様に確定申告について支払者である事業主と事業専従者及び控除対象 配偶者、控除対象扶養家族に係るマイナンバーの**記載**が必要になります。

また事業主に関しては本人確認のため、昨年同様にマイナンバーカード及び通知カードのコピー、免許証のコピーの確認等が必要となりますので、あわせてお願い申し上げます。<u>また全ての事業者が対象となるインボイス制度が、令和5年10月1日か</u>ら導入されますので、この機会に内容等ご確認ください。

記

1. 確定申告相談日	2月10日(金)	午前9時~正午
	2月13日(月)	<i>II</i>
	2月16日(木)	"
	2月17日(金)	<i>''</i>
	2月20日(月)	午後1時~午後4時
	2月22日(水)	午前9時~正午
	2月24日(金)	<i>''</i>
	2月27日(月)	午後1時~午後4時
	3月 1日(水)	午前9時~正午
	3月 3日(金)	"
	3月 6日(月)	午後1時~午後4時
	3月 8日(水)	午前9時~正午
	3月10日(金)	"
	3月13日(月)	午後1時~午後4時
	3月14日(火)	午後1時~午後4時

<u>また、上記以外の日程でも午前9時~午後4時まで受付いたしますが、必ず商</u>工会に事前にご連絡いただき、お越しいただきますようお願いします。(裏面に続く)

大野町商工会 TEL(0585)-32-0667 FAX(0585)-34-3370

2. 場 所 大野町商工会館 2階 大会議室

3. 必要書類

- (1) 税務署から郵送されたハガキ等
- (2) 令和4年分営業諸帳簿(12月末で締めたもの)
- (3) 前年分(令和3年分)決算書、確定申告書の控え
- (4) 令和4年分年末調整関係書類(源泉徴収簿、支払調書合計表控え等)
- (5) 各種所得控除証明書など(生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済・国民年金・国民健康保険・医療費・寄付金など)
- (6) 印鑑
- (7) マイナンバーカードのコピーまたは通知カードのコピー (事業主)
- (8) 通知カードのコピーの場合は本人確認書類(事業主)運転免許証かパスポート、健康保険証、身体障がい者手帳他写真付身分証明書のコピー等の確認が必要となります
- (9) 事業専従者及び控除対象配偶者、控除対象扶養家族に係るマイナンバーの 記載

4. その他

■商工会からのお知らせ

・令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。この制度は課税事業者・免税事業者に関係なく全ての事業者に係るもので、非常に重要な内容の税制改正となります。

導入の際は税務署にインボイスの事業者登録が必要となりますので、内容を十分にご確認ください。

・<u>決算書などの書類が必要な方は、商工会に準備してありまのすのでお立ち寄りく</u> ださい。

※この確定申告指導は岐阜県の補助金を受けています。